

基本施策

7

連携・協働・行財政

人と地域がともに歩むまちづくり

施策方針

住民参加・協働

コミュニティ

関係人口

男女共同参画・人権尊重

行財政運営

住民参加・協働

関連する SDGs



現況と課題

地方分権の進展とともに、財政状況が厳しさを増す中、持続可能なまちづくりのためには、町と町民がそれぞれの役割を理解し、パートナーシップ(協働・連携)を持ったまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

本町では、まちづくりの規範となる「七戸町まちづくり基本条例」を2019(平成31)年4月に施行しました。主権者である町民の意思に基づくまちづくりを進めるため、町と町民はともにこの規範を守る必要があります。

本町ではこれまで、各種計画作成時の町民ワークショップ及びアンケート調査、パブリックコメントの実施等を通して、町民参画のもとに行政計画の策定と推進に努めてきました。今後においても、これらの取組をより一層発展させ、行政においては仕事の進め方を常に見直すことで町民が政策決定に参画しやすい体制づくりに努めます。そして、町民は自治の主役として、また、まちづくりの一方の担い手として、能力と経験を蓄積していくことが求められています。地方分権時代のまちづくりの体制が構築されるよう、町と町民による協働体制の確立に向けた多様な取組を積極的に進めていく必要があります。

また、町と町民の協働を推進するためには、広報・インターネット等の媒体を有効活用しながら、町の財政状況をはじめ、行政事業の進捗状況について積極的に情報公開を進め、町政情報の共有化を図っていくことが重要となっています。

基本施策の方針に対応する具体的施策

自主的かつ主体的な町政を確立するために、まちづくりの主体である町民、事業者等と連携し、共に責任を担い合う協働のまちづくりを推進します。

(1) 町民自治の推進

行政と地域住民の信頼関係を築くため、広報・広聴活動の充実を図ります。

(2) 広報・広聴活動の充実

施策の内容

(1) 町民自治の推進

- ① 「七戸町まちづくり基本条例」に基づき、町民の声を反映するまちづくりを推進します。
- ② 町の政策等の決定までの検討機会において、町民の参加を積極的に推進します。

(2) 広報・広聴活動の充実

- ① 町民がまちづくりに関心を持ち、理解を深めることができるよう積極的な広報広聴に努めます。



高校生によるまちづくりに関するワークショップ

コミュニティ

関連する
SDGs



現況と課題

核家族化の進展や価値観の多様化によるプライバシー意識の高まり等に伴い、地域のつながりが希薄化している現代社会において、全国的にコミュニティ活動や自治組織への参加者の減少が進み、地域で支え合う機能の低下が懸念されています。

しかしながら、コミュニティ活動は、地域の福祉、環境保全、防災・防犯、青少年の健全育成等において、大きな役割を果たすことが期待され、その維持と強化が求められます。

現在、七戸地区は町内会単位、天間林地区は常会単位のコミュニティが形成されています。各コミュニティでは、集会施設等を拠点として様々な活動が行われていますが、少子高齢化や生活様式の多様化による活動への参加者の減少、これに伴う活動の停滞といった状況がみられ、コミュニティ活動の維持が大きな課題となっています。

今後は、地区の実情に応じた地域コミュニティを維持するため、地域資源や潜在能力に十分配慮するとともに、コミュニティの再生と持続に向けた取組を推進していく必要があります。

また、それらの活動や町民のコミュニティ活動の展開拠点となる総合的施設の整備も求められます。

基本施策の方針に対応する具体的施策

人口減少や高齢化によって生じる課題を共有し、解決できるよう、日頃から地域の人と人がつながるコミュニティ活動への参加と活動を支援します。

(1) コミュニティ活動の活性化と自治組織の整備

地域コミュニティの活性化を図るため、活動拠点の整備を推進します。

(2) コミュニティ活動拠点の整備

施策の内容

(1) コミュニティ活動の活性化と自治組織の整備

- ① 社会貢献活動やNPO※活動、自主的なまちづくり団体への参加を促進するとともに、組織の育成や活動を支援します。
- ② 地域で活動する住民組織との協働を推進します。
- ③ 地域おこし協力隊を活用し、コミュニティ活動への協力や支援を行います。

(2) コミュニティ活動拠点の整備

- ① コミュニティ活動の拠点となる施設・設備の充実を図ります。
- ② コミュニティ施設を利用する団体相互の情報交換や交流を促進します。



四ヶ村大運動会

NPO

民間の非営利活動。利益を目的としない公益性の高い活動をする団体のこと。

関係人口



現況と課題

全国的に人口減少が進行する中、本町においてもその進展に的確に対応し、少しでも抑制するとともに、住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことが大きな課題となっています。

このことから、安心して働ける環境と安心して居住できる環境の整備等により、移住・定住を図る取組の推進や大都市圏や全国の地方都市に向けて、本町の魅力を広く発信し、教育・文化、スポーツ、産業等の多様な分野での交流活動を積極的に進めることが必要です。

このため、観光はもとより、各種イベントを通じて七戸町をはじめ上北、下北地域を訪れた人々との継続的な交流やインターネット等を通じた幅広い交流、ふるさと納税制度等、ソフト・ハード多方面にわたる連携・交流を推進し、特定の地域に継続的に多様な形でかかわる関係人口*の創出・拡大と、七戸町に住みたい、住み続けたいと思えるような魅力的なまちづくりに向けた取組が必要となります。

基本施策の方針に対応する具体的施策

七戸町の特徴を生かしながら、観光やイベント等を通して県内外の人との交流を促進します。

(1) 広域的な連携・交流活動の推進

七戸町の魅力を生かした環境整備や体験及び効果的な情報発信等により、関係人口の拡大や移住・定住を推進します。

(2) 関係人口の創出と拡大

(3) 移住定住の促進

関係人口 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

施策の内容

(1) 広域的な連携・交流活動の推進

- ① 上北、下北地域をはじめとする県内で開催される各種イベント参加を通じて、連携・交流活動の活性化を促進します。
- ② 交流人口の増加に向けて、七戸町ならではの特産品や観光資源の情報発信、施設利用等を広域的に取り組むために、県内外の関係団体との連携強化・交流促進を図ります。

(2) 関係人口の創出と拡大

- ① ふるさと納税寄付者を関係人口として捉え、継続的な交流活動の活性化を図ります。
- ② 七戸町ならではの資源を七戸町でなければ体験できない魅力へと磨き上げ、地域との多様な関わりを通じた関係人口の拡大を図ります。

(3) 移住定住の促進

- ① 七戸町ならではの特色を、ホームページやSNSを効果的に活用し発信することで、移住・定住者の増加、拡大につなげます。
- ② UIJターン希望者への支援体制、空き家バンク制度を活用した空き家の有効活用等、移住・定住対策の充実を図ります。
- ③ 地域おこし協力隊の採用等、移住のきっかけとなる機会の創出や支援を図ります。

男女共同参画 ・人権尊重



現況と課題

男女が、社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。本町では、「第3次七戸町男女共同参画基本計画」に基づいた意識啓発や取組を進めており、固定的な性別の役割分担は以前に比べて薄れつつありますが、年齢層によっては根強く残っていることから、男女がともに社会参画することができる環境・条件整備は十分とはいえない状況にあります。

そのため、社会環境の変化等を踏まえ、幅広い分野への男女の参画や女性の活躍を促す取組を進めていく必要があります。

また、本町では、これまで様々な人権問題に取り組んできましたが、少子高齢化・人口減少や家族形態の変化、SNSの普及等社会情勢の変化とともに、児童・高齢者の虐待やいじめ、家庭内暴力(DV)、性的マイノリティへの差別と偏見、インターネットによる人権侵害等、人権に関する問題は複雑化・多様化しています。

これからも人権意識の深化に向けて、関係機関等との連携を強化しながら、継続的な人権教育と啓発活動を進めていくことが求められます。

基本施策の方針に対応する具体的施策

年齢や性別、障がいの有無等に配慮し、互いの人権を尊重するとともに個性と能力を發揮しながら社会参画できる環境づくりに努めます。

(1) 男女共同参画の推進

(2) 誰もが互いに認め合う地域社会の形成

施策の内容

(1) 男女共同参画の推進

- ① 地域や家庭、学校、職場における男女共同参画の必要性の周知による意識づくりを推進するとともに、啓発活動の充実を図ります。
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

(2) 誰もが互いに認め合う地域社会の形成

- ① 町民の人権意識高揚に向け、広報活動や学校教育・イベント等の機会を通じて人権教育・啓発を推進します。
- ② 町民の誰もがあらゆる暴力や搾取を受けない社会の実現に向け、啓発活動や相談業務の充実を図ります。



しちのへ夏まつりにおける啓発ブース

行財政運営

関連する
SDGs



現況と課題

デジタル技術の進展に伴い、行政サービスへのICTの活用が進んでいます。本町においても、この潮流に対応するため、新たなシステムの構築や既存システムの合理化を図るとともに、庁内情報システムを適切に維持し、行政事務の省力化・高度化を図る必要があります。

また、行政サービスの利便性向上を図るうえで、町民の個人情報外部に漏れることのないよう、十分な管理体制を築く必要があるとともに、コンピューターウイルスや不正アクセスへの対策、それらを担う人材育成を総合的に進めなければなりません。

本町の財政状況は、行政改革の推進等により、一時期と比較すると改善されました。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行と町民ニーズの多様化等が見込まれる一方で、歳入の大幅な増加は見込めず、将来の財政を取り巻く環境は厳しさを増していくと予想されます。

このような中、行政サービスを維持しながら、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくため、行財政運営のあり方を常に評価・見直し、一層の効率化と充実を図る必要があります。

また、広域的対応を必要とする事業については、中部上北広域事業組合及び上北地方教育・福祉事務組合による共同事業や上十三・十和田湖広域定住自立圏における連携事業等を積極的に展開し、効率的で効果的な行財政運営に努めます。

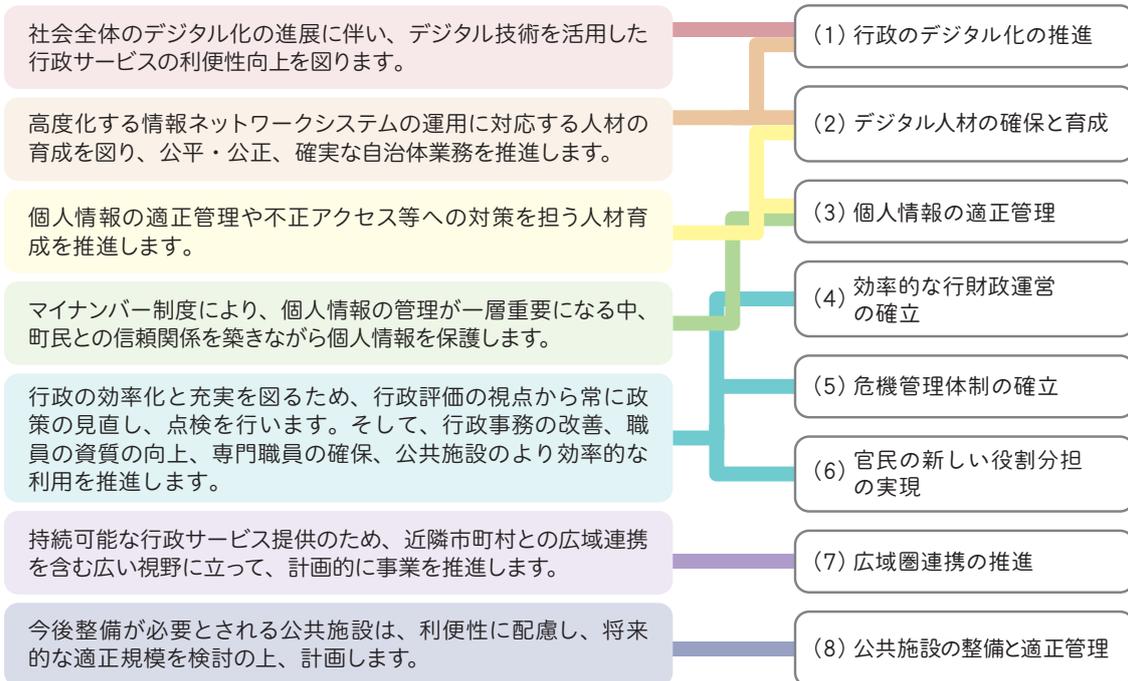
I 序論

II 基本構想

III 前期基本計画

IV 参考資料

基本施策の方針に対応する具体的施策



施策の内容

(1) 行政のデジタル化の推進

- ① ICT を活用し、町民のニーズにあった情報の提供・公開に努め、開かれた行政運営を推進します。
- ② マイナンバーカードや電子申請システムの活用等、行政のデジタル化を進めることで業務の効率化を図るとともに、町民の利便性を高め、公平・公正な社会基盤を創ります。
- ③ 庁内会議のオンライン化やペーパーレス化を推進します。

(2) デジタル人材の確保と育成

- ① デジタル化の進展に伴い、行政サービスは高度化・多様化しており、これらに対応した知識・技能を有する人材を育成します。
- ② 高度なデジタル知識と技能を有する外部人材の活用を推進します。

(3) 個人情報の適正管理

- ① 町民の個人情報を厳正に管理します。
- ② 避難行動要支援者等の情報について、適正に管理します。
- ③ 個人情報を守り、円滑な自治体運営を保証するため、コンピューターウイルスや不正アクセス等への対策を図ります。

(4) 効率的な行財政運営の確立

- ① 長期総合計画をはじめ、財政計画等に基づいて、行財政の計画的、効率的な運営管理を推進します。
- ② 地域再生計画を積極的に策定し、施策の重点化を図ります。
- ③ 官民分担の観点から事業の取捨選択を強めるとともに、デジタル技術活用による各事業の経費節減に努め、健全な財政基盤を確保します。
- ④ 町民の生活満足を重視しながら事業効果を数量的に把握できるよう、事務事業評価制度を導入し、予算編成との連動等その積極的運用を進めます。
- ⑤ 施策の大幅な重点化や計画的投資の推進、官民パートナーシップ等、町の新たな時代対応に即した行政組織・機構を確立します。
- ⑥ 新たな時代を担い、町民とともに施策を推進できるよう、職員の資質向上と適切な定員管理を進め、行政能力の一層の向上を図ります。
- ⑦ 組織の簡素化、合理化に取り組み、町民の行政需要に即した横断的な組織運営に努めます。
- ⑧ 補助金全般について定期的に検証し、整理合理化を推進することで補助金の適正化を図ります。
- ⑨ 職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努め、働きやすい環境を整備するとともに、多様な柔軟な働き方を進めるため、テレワーク制度の活用を図ります。

(5) 危機管理体制の確立

- ① 災害、情報、感染症等、多様な緊急事態への対応マニュアルづくりを推進します。
- ② 緊急時に迅速な対応ができるよう、行政職員の訓練を定期的を実施します。

(6) 官民の新しい役割分担の実現

- ① 行政サービスの向上と管理経費の縮減のため、指定管理者制度の導入、また、民間企業への事務事業の委託等、積極的に検討、推進します。

(7) 広域圏連携の推進

- ① 近隣自治体との連携が有効的な行政サービスについては、広域連携を強化し、効率的な行政運営を推進します。

(8) 公共施設の整備と適正管理

- ① 「公共施設マネジメント計画」に基づき、公共施設の統合整理や効率の良い整備と遊休施設の処分を含めた活用方法を検討します。
- ② 荒熊内地区へ行政サービスの拠点となる新たな役場庁舎の建設を進めます。